

令和7年度 第4回見附警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年2月5日（木）午後4時00分から午後5時10分まで		
開催場所	見附警察署 講堂		
出席者	委員 (定数5人)	金安会長 中澤副会長 柿本委員 小林委員 (会長・副会長以下50音順)	計4人
	警察	加藤署長 阿部副署長 鈴木生活安全課長 佐藤地域課長 水野刑事課長 鳥越会計課長 警務課長 警備課長	計8人

管内の治安情勢

署長から、令和7年12月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 県民生活の安全・安心確保活動への取組の推進

- (1) 特殊詐欺の被害防止対策、安心確保活動の推進
 - ア 見附市老人クラブ連合会女性会員研修会における広報
 - イ 研修会における児童等への性暴力防止講話
 - ウ 管内小学校における不審者訓練
 - エ 管内中学校におけるSNSモラル講演会の実施
- (2) 金融機関、コンビニエンスストア等に対する警戒の強化
 - ア 年金支給日を中心とした防犯広報の実施
 - イ 金融機関における特殊詐欺被害防止講話の実施
- (3) レッド警戒など、警察官の姿を見せる活動の継続推進による安心感の醸成
 - ア 登下校時間における重点的パトロールの実施
 - イ 巡回連絡による意見要望把握活動の実施
- (4) 適切な相談業務の推進
 - ア 相談・要望に対する誠実な対応
 - イ 警察相談専用電話の広報実施

2 冬の交通事故防止運動をはじめとする交通事故抑止対策への取組の推進

- (1) 冬の交通事故防止運動の実施
- (2) 各種交通事故抑止対策の推進

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 県民生活の安全・安心確保活動への取組の推進

- (1) 特殊詐欺の被害防止対策の推進
- (2) 金融機関、コンビニエンスストア等に対する警戒の強化
- (3) レッド警戒など、警察官の姿を見せる活動の継続推進による安心感の醸成
- (4) 適切な相談業務の推進

2 春の全国交通安全運動をはじめとする交通事故抑止対策への取組の推進

- (1) 春の全国交通安全運動の実施
- (2) 高齢者の交通事故防止対策など各種交通事故抑止対策の推進

答申

見附警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 4月から自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることに伴い、自治体や各関係機関に対してどのように周知していくのか伺う。
○ 警察本部から関係機関に対して制度を周知します。警察署としましては、街頭活動等により、自転車利用者に対する指導を徹底し、交通安全教育の推進に努めて参ります。

速度等取締り指針の策定

副署長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

協議会開始前に警察装備品について説明を受けた。